

令和3年度

入園のしおり



認定こども園

美深町幼児センター

認定こども園 美深町幼児センターでは、認定こども園の認定を受け、内閣府と文部科学省、厚生労働省の定めた「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づきお子さんの保育にあたります。

また、次のような保育理念・教育目標の下に、より良い環境を整え、望ましい経験や活動によって、お子さんが心身ともに健やかに育つよう努めて参ります。

保育にかかわる全ての職員は、保護者の皆様と連携をとりながら日常の保育に携わってまいりますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



保育理念 「心も 体も たくましく」

教育目標

1 丈夫な体の子ども

「生きる力」を身につけさせる上で、知・徳・体のバランスよい発達を基盤に、その育成に努めていきたい。

2 よく考える子ども

自分で考え、主体的に取り組む子をめざし、課題解決能力や創造的思考力、豊かな表現力や判断力、知的な力を育てたい。

3 豊かな心の子ども

他人を思いやる心や、人の心の痛みがわかる優しさを培うと共に、美しさに感動する感性を育てたい。

4 仲良く遊ぶ子ども

友だちと協力しながら、お互いの考え方を出し合い、話し合う中で協調性を育てると共に、良いことや悪いことを判断する力、他人を思いやる心、人のためになろうとする気持ちなど「生きる力」を培っていきたい。

《幼児センターとは》

乳幼児から小学校入学までの子どもを一元化した施設において保育・教育し、乳幼児への保育・教育の一貫した環境を整備し、さらに地域全体で子育て支援をする基盤の形成を図ることを目的としています。

小学校就学前の子どもに対する保育・教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進していきます。

子どもがいきいきと活動できる場 → 人間形成の基礎

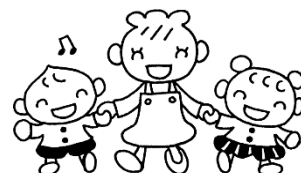
- (1) 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき保育計画、教育課程の編成を行い、遊びを大切にされた保育・教育を行います。
- (2) 幼児センターと家庭が連携して、一人ひとりのよさや可能性を伸ばしています。

◎幼児センターには、お友だちがいます。

◎幼児センターには、適切な遊び場があります。

◎幼児センターでは、保護者同士の交流が図られます。

◎専門職である保育者が、子育てに関する悩みや相談に応じます



1 認定区分について

- ☆1号認定・・教育標準時間認定（お子さんが満3歳以上で、認定こども園等での教育を希望される場合）
- ☆2号認定・・満3歳以上・保育認定（お子さんが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、認定こども園等での保育を希望される場合）
- ☆3号認定・・満3歳未満・保育認定（お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、認定こども園等での保育を希望される場合）

2 各認定について



◎1号認定について

(1) 保育時間について

- ・9時から13時30分までです。8時50分～9時までが登園時間です。
- ・3歳児につきましては、入園当初数日間ならし保育を行います。

(2) 預かり保育について

- ・保育が必要と認められる世帯は、認定申請書を提出し、13:30～15:30まで預かり保育を行います。
- ・日額450円に利用日数を乗じた額と月額11,300円までの少ない額が無償となります。
- ・15時を超える保育は、副食費1食60円が実費負担となります。

(3) 一時保育について

- ・長期休業中（春・夏・冬休み）のみで、週3日以内又は、月12日以内での利用ができます。
- ・4時間1,000円のうち160円と15時を超える保育は、副食費1食60円を実費負担とし、保育料分月額11,300円まで無償となります。
- ・4時間以降は、1時間ごとに200円追加（8時間まで）となります。
- ・保育が必要と認められる世帯は、認定申請書を提出し、一時的に子どもを預かります。

(4) 認定変更について

- ・月48時間以上労働することを常態とする場合は、2号認定保育短時間への在籍変更が必要となります。

◎2号・3号認定（保育標準時間・保育短時間）について

(1) 保育時間について

- ・保育標準時間は、7時30分～18時30分（就労時間が月65時間以上）
- ・保育短時間は、8時30分～16時30分（就労時間が月48時間～64時間まで）

(2) 慣らし保育について

- ・お子さんの精神的・肉体的負担を考え、段階的にセンター生活に慣れていくものです。
入園3日間は9時～11時 4日目から9時～正午 1週間目から平常保育
- ・慣らし保育を行う日から入園となり、保育料がかかります。

(3) 時間外保育について





- ・保護者の就労等の理由で保育時間を超えて保育をした場合、1時間あたり200円を徴収します。時間外保育時間は、18時30分～19時までです。
- ・18時を過ぎますと補食（100円）がでます。



(4) 土曜保育について

- ・0歳児につきましては、1歳の誕生日を迎え、且つ離乳食が完了してからの受け入れとなります。
- ・利用人数に合わせて食材の発注を行うため、申し込みは木曜日までにお願いします。
- ・欠席や送迎が遅れる場合は、午前8時30分までに連絡をお願いいたします。

デイリープログラム（1日の保育の流れ）

		美深町幼児センター			
0～2歳児 (3号認定)				3～5歳児 (2号認定)	
未就園児 一時保育	随時登園	7:30 8:00 8:30	随時登園	(1号認定)	
	保 育 	9:00 9:30 10:00 10:30 11:00	・朝の会 	教 育 	
	給 食 	11:30 12:00	給食準備・給食		
	午 睡	12:30 13:00 13:30 14:00	午睡(3～4歳児) 好きな遊び(5歳児)	降園準備・降園	
	目覚め・排泄	14:30	目覚め・おやつ準備	預かり保育	
	3時のおやつ	15:00	3時のおやつ	3時のおやつ	
	保 育 随時降園	15:30 16:00 16:30 17:00 17:30 18:00	保 育 随時降園		
	時間外保育	18:30 19:00	時間外保育		

※時間については各年齢によって多少のずれがありますのでご了承ください。

3 お子さんの送迎について

登降園時の幼児の安全は保護者の責任により確保していただくのが原則ですが、次の便宜処置を取っています。

(1) 近距離の通園児

- 保護者の責任により幼児センターまでの送迎をしていただきます。
- 保護者以外の方がお迎えにくる場合は、必ず事前に連絡をください。
- 幼児一人の登園、降園はさせないようにしてください。
- 降園の際は、必ず保育者に断ってからお帰りください。
- 送迎時間帯は車が混み合います。事故防止のため、お子さんの手を引いて玄関まで連れて来ててください。
- 送迎時間帯を狙った盗難の危険性があります。施錠と貴重品保管にご留意ください。
- 送迎の際は、幼児センターの中に入り、掲示板の確認、衣服の補充、持ち物、お子さんの様子などを確認してください。
- 1号認定（教育標準時間）の降園時間は、安全面に配慮して時間差をつけております。路上駐車 of 混雑が予想されますので、速やかにご帰宅ください。

(2) 遠距離の通園児

スクールバス区域内のお子さんにつきましては、スクールバスを利用することができますので、該当者の方はお申し出ください。バス停までの送迎はお願いいたします。

4 給食について

- (1) 給食は完全給食です。
- (2) 毎月の月末に翌月の献立予定表をお渡しいたします。
- (3) 家庭からのおやつは、持たせないでください。
- (4) 医師の意見書により、アレルギーの除去食を行いますので、食事に配慮が必要な場合はご相談ください。



5 健康について

(1) 健康管理のお願いについて

- 発熱、咳、下痢など、体調の悪いときは、できる限り家庭でゆっくり休養させ、早めの治療に心がけてください。
- 予防接種を受け、伝染性の病気にかからないように注意してください。
- はしか、水疱瘡、おたふく風邪（耳下腺炎）、風疹などの伝染性の病気にかかったときは、医師の治療を受けるとともに、医師の判断で登園可能と診断されるまで休ませてください。
- 病気に対する抵抗力には個人差があり、集団生活ですので病気をもらうことや他人にうつすこともあるでしょう。手洗い、うがいの励行に努めてください。
- 幼児センターでは嘱託医による健康診断と歯科検診を実施していますので、必ず受診してください。
- 保育中にお子さんの具合が悪くなった場合は、保護者に連絡をいたします。熱が出た場合は、37.5℃で連絡をしますので、迎えに来てください。

(2) 投薬について

- 幼児センターでの投薬は、お子さんを診断した医師の処方による薬に限ります。その際、「投薬依頼（承諾）書」を書き、必ず1回分の投薬量を、**保育部（0～1歳児）**は、保育室にいる保育者に手渡しして下さい。**幼稚部（3～5歳児）**は、玄関にいる職員へ手渡しして下さい。不在の時は、保育室まで行っていただき保育者に手渡しして下さい。スクールバス通園児は、「連絡帳」に薬が落ちないようにしっかりとクリップ等で止めてください。ご協力をお願いいたします。
- ※「投薬依頼（承諾）書」は、玄関に設置してありますのでご利用される方は、ご持参ください。

(3) 清潔な習慣について

- 爪は、毎日見てあげてください。伸びていたら忘れずに切ってください。
- 頭髪や皮膚を常に清潔にして、発汗やおむつかぶれ、とびひなどの皮膚病を予防し、毎日の入浴を心がけてください。
- おむつや衣服は汚れたらこまめに交換し、さっぱりとした気持ちの良い状態で過ごしてください。
- 初めての集団生活で、子どもは非常に神経を使い発熱したり、尿排便が多くなったりすることがあります。登園前と帰宅後の健康には特にご注意ください。
- 持病のあるお子さんについては、あらかじめお知らせください。
（ひきつけ、ヘルニア、小児喘息、脱臼、アトピー、その他）
- 物を食べながらの登園はさせないでください。
- 毎日朝食は必ずとり、排便を済ませてから登園してください。



6 幼児センターの休日について

- (1) 日曜日、祝祭日、年末年始、その他の事業で必要な場合は休日となります。
- (2) 1号認定（教育標準時間）は、上記休日及び土曜日が休日のほか夏期、冬期、春期休暇があります。
- (3) 2号・3号認定（保育標準時間、保育短時間）は、土曜日の行事に対する振替休日はありません。

7 持ち物について

	3・4・5歳児	0・1・2歳児
毎日持参	<ul style="list-style-type: none"> ・出席ブック ・かばん ・手拭タオル（ひも付き） ◎食具3点セット（箸、フォーク、スプーンのセットを持たせてください） ◎ランチョンマット ◎コップ ◎歯ブラシ（歯ブラシにはキャップを付けてください） ◎おしぼり（ケースに入れて、ぬらさずを持たせてください。2号認定・3号認定、預かり保育児は2枚持たせてください。） ・連絡帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・かばん ・手拭タオル（ひも付き） ・おしぼり（ケースに入れてぬらさず、3枚持たせてください。） ・食食用エプロン（0・1歳） ・歯ブラシ・コップ （歯ブラシにはキャップを付けてください）
幼児センターに置いておく	<ul style="list-style-type: none"> ・着替え ・ふとん（2号認定・3号認定のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・着替え ・ふとん ・おむつ ・おしり拭き ・おしり敷きタオル

※◎印の物を1つの袋に入れて持たせてください。

※すべての持ち物に必ず名前をつけてください。



8 その他の費用

(1) 入園時の保育用品等について

- ・幼児センターで斡旋する保育用品等を購入していただきます。（自己負担となります。）
- ◎3歳児（1号認定）→クレヨン、出席ブック、製作帳、自由画帳、連絡ケース、カラー帽子、傷害保険負担金（約3,000円ぐらい）
- ◎3歳児（2号認定）→クレヨン、出席ブック、製作帳、自由画帳、連絡ケース、傷害保険負担金（約2,000円ぐらい）

◎4・5歳児(1号・2号認定)→出席ブック、自由画帳、傷害保険負担金(約800円ぐらい)

◎0～2歳児(3号認定)→カラー帽子、傷害保険負担金、連絡ケース(約1,300円ぐらい)

(2) 父母と先生の会について

- ・会費は、月300円です。
- ・子どもと共に歩む父母と先生の会を目指し、幼児センター職員および保護者全員に加入していただき、会員相互の研修活動及び親睦を図ります。
- ・会費については、運動会の賞品、クリスマスプレゼント等子ども達に還元されます。

(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付について

- ・国、町、保護者負担による入園児のための災害共済給付金制度に加入します。
- ・幼児センター管理下(通園途中も含む)における負傷、疾病、廃疾又は死亡につき、医療費、廃疾見舞金等の給付を受けることができます。

(4) その他

- ・保護者の住所・勤務先・電話番号等が変更になった場合は、速やかにお知らせください。

～他の保育サービス～

① 一時保育

未就園児の一時保育で、通院や看病、冠婚葬祭、私的理由により家庭での保育が困難となるお子さんを一時的に幼児センターでお預かりします。

※利用時間については、午前8時30分～午後5時30分の間の8時間が限度となり、週3回以内、月12日以内での利用となります。

② 子育て支援室事業

子育て支援室事業として遊び場の開放(月～金)や遊びの広場(木曜日)を開催しています。

未就園児の親子が気軽に集い、お子さんを遊ばせたり、他の保護者と交流したりすることを目的としています。

また、専門職員による子育てへの相談も行っています。

※ご不明な点等がありましたらいつでもお聞きください。

電話・防災情報端末機 **2-1141**(美深町幼児センター)



9 保育料について

◎3～5歳の全ての子どもたちの保育料が無償となります。但し、実費徴収費用（食材料費、行事費など）は、保護者の負担となります。

◎0～2歳は、住民税非課税世帯の子どもたちの保育料が無償となります。

◆教育標準時間認定（1号認定）を受けた子どもの利用者負担（月額）

- ・町民税非課税世帯→主食費550円
- ・町民税所得割課税額（77,100円以下）→主食費550円
- ・町民税所得割課税額（77,101円以上）→3,270円（主食費550円 副食費2,720円）

◆保育認定（2号認定）を受けた満3歳以上の子どもの利用者負担（月額）

- ・町民税非課税世帯、町民税所得割課税額（77,101円未満）まで→主食費550円
- ・町民税所得割課税額（77,101円以上）→4,770円（主食費550円 副食費4,220円）

◆保育認定（3号認定）を受けた満3歳未満の子どもの利用者負担（月額）

【保育認定（3号認定）】

階層区分	利用者負担額	
	保育標準時間	保育短時間 (1日8時間まで)
第1	生活保護世帯	0円
第2	町民税非課税世帯	第1子 0円
		第2子 0円
		要保等世帯 0円
第3	町民税所得割課税額 48,600円未満	第1子 12,000円
		第2子 0円
		要保等1子 5,500円
		要保等2子 0円
第4	48,600円以上 57,700円未満 要保77,101円未満 97,000円未満	第1子 18,000円
		第2子 0円
		要保等1子 6,000円
		要保等2子 0円
第5	97,000円以上 133,000円未満 133,000円以上 169,000円未満	第1子 25,000円
		第2子 0円
		第1子 29,000円
		第2子 0円
第6	169,000円以上 213,000円未満 213,000円以上 257,000円未満 257,000円以上 301,000円未満	33,000円
		37,000円
		41,000円
第7	301,000円以上 333,000円未満 333,000円以上 365,000円未満 365,000円以上 397,000円未満	45,000円
		49,000円
		53,000円
第8	397,000円以上	62,000円

①時間外保育料（延長保育料）

※ 保護者の就労等の理由で保育時間を超えて保育をした場合1時間あたり200円を徴収します。

区分	単位	保育料
保育認定（2号・3号） を受けた子ども	1時間	200円

②一時保育料分

区分	単位	保育料
1歳児以上～	4時間まで一律	1,000円

※未就園児の世帯で保育が必要と認められる世帯は、認定申請書を提出し、一時的に子どもを預かります。

※4時間以降は1時間ごとに200円追加（8時間まで）

※満3歳未満児の非課税世帯は月額11,300円まで無償。

※満3歳以上児は4時間1,000円のうち160円と15時を超える保育は副食費1食60円を実費負担とし、保育料分月額11,300円まで無償とする。

③預かり保育料分

区分	単位	保育料
3歳児以上 (1号認定児)	1時間	200円

※教育標準時間認定で保育が必要と認められる世帯は、認定申請を提出し、13時30分から15時30分まで預り保育を行います。

※日額450円に利用日数を乗じた額と月額11,300円までの少ない額を無償とする。

※15時を超える保育は副食費1食60円を実費負担とする。

◎階層別多子区分について

※1 多子カウント年齢制限なし

※3 多子カウント有り（小学就学前）